

認知症対応型共同生活介護サービスの利用料（2024.4～）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割）の額です。

（1）認知症対応型共同生活介護の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要介護1	7,530円	753円	1,506円
要介護2	7,880円	788円	1,576円
要介護3	8,120円	812円	1,624円
要介護4	8,280円	828円	1,656円
要介護5	8,450円	845円	1,690円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
科学的介護推進体制 加算	利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなどした場合（1月につき）	400円	40円
			80円
入院期間中の体制	病院等への入院を要した場合 1月に6日を限度として	2,460円	246円
			492円
初期加算	入居後30日に限り（1日につき） 30日を超える入院後再び入居した場合	300円	30円
			60円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者にサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円
			240円
医療連携体制加算 I（ハ）	看護師を1名配置し、日常的な健康管理と医療機関との連携体制を整備している場合（1日につき）	370円	37円
			74円
退居時情報提供加算	医療機関へ退所する際に、退所先の医療機関に対して利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合（1人につき1回に限り）	2,500円	250円
			500円

協力医療機関連携 加算（Ⅰ）	協力医療機関との間で実効性のある連携体制を構築し、情報共有のための会議を定期的 に開催している場合	1,000円	100円	
協力医療機関連携 加算（Ⅱ）			200円	
認知症チームケア 推進加算（Ⅰ）	重度の認知症の利用者が半数以上おり、認知症介護に係る研修等を終了した者を 1名以上含む複数人の介護職員で構成されたチームによるケアを提供している場合	1,500円	40円	
認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）			80円	
高齢者施設等感染 対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決 めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切な対応を行った 場合	100円	150円	
高齢者施設等感染 対策向上加算（Ⅱ）			300円	
新興感染症等施設 療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策や医療機関との 連携を行った上で介護サービスを提供した場合（1月に1回、連続する5日を限度）	50円	120円	
生産性向上推進体制 加算（Ⅰ）			240円	
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業 務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した 場合	100円	480円	
退所時相談援助加算			200円	
看取り介護加算	医師が終末期にあると判断した利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、 本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合（1日につき）	1回に限り4,000円	72円	
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）			31日以上45日以下 720円	144円
認知症専門ケア加算 （Ⅱ）			4日以上30日以下 1,440円	288円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）			死亡日の前日 及び前々日 6,800円	680円
			死亡日 12,800円	1,360円
				1,280円
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チ ームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円	
認知症専門ケア加算 （Ⅱ）			6円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）※（注1） ※加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つを算定す	220円	4円	
			8円	
			22円	
			44円	

サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	る。	180円	18円 36円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2） ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算 減算）の11.1%	左記額の1割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注2） ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算 減算）の3.1%	左記額の1割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅱ			左記額の2割
介護職員 ベースアップ等支援 加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	1月の利用料金 （基本部分＋各種加算 減算）の2.3%	左記額の1割 左記額の2割

（2）介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料

【基本部分】

利用者の 要介護度	施設サービス費（1日あたり）		
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照	
		1割	2割
要支援2	7,490円	749円	1,498円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

（※）上段は1割負担額。下段は2割負担額。

加算の種類	加算の要件	加算額※	
		基本利用料	利用者負担金
科学的介護推進体制 加算	利用者の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護計画を見直すなどした場合（1月につき）	400円	40円
			80円
入院期間中の体制	入院を要した場合 1月に6日を限度として	2,460円	246円
			492円
初期加算	入居後30日に限り（1日につき） 30日を超える入院後再び入居した場合	300円	30円
			60円

退居時情報提供加算	医療機関へ退所する際に、退所先の医療機関に対して利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合（1人につき1回に限り）	2,500円	250円
			500円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	協力医療機関との間で実効性のある連携体制を構築し、情報共有のための会議を定期的に開催している場合	1,000円	100円
			200円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）		400円	40円
			80円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	重度の認知症の利用者が半数以上おり、認知症介護に係る研修等を終了した者を1名以上含む複数人の介護職員で構成されたチームによるケアを提供している場合	1,500円	150円
			300円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）		1,200円	120円
			240円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切な対応を行った場合	100円	10円
			20円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		50円	5円
			10円
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策や医療機関との連携を行った上で介護サービスを提供した場合（1月に1回、連続する5日を限度）	2,400円	240円
			480円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出した場合	1,000円	100円
			200円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		100円	10円
			20円
退所時相談援助加算	退所時相談援助を行った場合	1回に限り4,000円	400円
			800円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	重度の認知症者が半数以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、チームとして専門的なケアを実施した場合（1日につき）	30円	3円
			6円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定し、かつ認知症介護指導者研修修了者を配置し、研修計画を実施した場合（1日につき）	120円	12円
			24円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）※（注1）	220円	22円
			44円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	※加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれか1つを算定する。	180円	18円
			36円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注2）	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の11.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員処遇改善加算Ⅱ	※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金（基本部分+各種加算減算）の8.1%	左記額の1割
			左記額の2割

介護職員 特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※ (注2) ※加算Ⅰ～Ⅱのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の3.1%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 特定処遇改善加算Ⅱ		1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の2.3%	左記額の1割
			左記額の2割
介護職員 ベースアップ等支援 加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	1月の利用料金 (基本部分+各種加算 減算)の2.3%	左記額の1割
			左記額の2割

(3) 共通経費

食材料費	1日につき1,200円
居住費	月額 47,000円
光熱水費	月額 20,000円

※入居期間中に入院した場合の取り扱いについても居住費、光熱水費相当額をいただきますのでご了承ください。

(4) その他の費用

理美容代	費用の実費をいただきます。
特別な食事	費用の実費をいただきます。